

# 県・国の監視強化や排出者責任を徹底

環境省が食品廃棄物不正転売事案を総括

環境省は昨年1月に発覚したダイコーによる食品廃棄物の不正転売事案で、不適正保管されていた食品廃棄物の撤去が完了し事案の全容が概ね明らかになったことを踏まえ、有識者の協力を得て「食品廃棄物の不正転売

事案について（総括）」を取りまとめ公表した。同省では関係省庁や自治体と連携して不適正処理に対する監視等を強化することにも、排出事業者が果たすべき責務について周知徹底を図るなど、引き続き再発防止に取り組みでいく考えだ。

ダイコーは産業廃棄物処理業の許可業者であるとともに食品リサイクル法の登録業者であったが、事前の県の立ち入り検査などでは不適正処理を見抜けなかった。このため、「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を活用した監視強化や、食品リサイクル法の登録事業者に対する指導監督強化、職員の能力向上のための国や都道府県等による研修の充実に取り組んでいく。

排出事業者については、措置命令の対象になり、社名が公表され社会的信用が失墜するリスクについて十分認識すべきだとし、排出事業者が果たすべき責務をチェックリストとして周知徹底・指導強化していく方針だ。また、電子マネー・ストの二層の普及や、不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するシステムの改修を進める。

今回は廃棄物関係団体等の自主的な協力を得て撤去したが、これは前例とすべきではなく、廃棄物処理法に基づく厳格な行政対応が必要だとし、緊急代執行ができるよう「行政処分の方針」の見直しも検討していくこととした。